

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第三号様式



【表紙】

【提出書類】

【根拠条文】

【提出先】

【氏名又は名称】

【住所又は本店所在地】

【報告義務発生日】

【提出日】

【提出者及び共同保有者の

総数(名)】

【提出形態】

大量保有報告書

法第27条の26第1項に基づく報告書

関東財務局長

弁護士 平川 修

東京都港区六本木一丁目6番1号 1泉ガーデンタワー

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

平成16年12月31日

平成17年1月11日

1名

その他

第1【発行会社に関する事項】

1【発行会社】

発行会社の名称	イーシステム株式会社
会社コード	4322
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	大阪
本店所在地	〒108-6107 東京都港区港南 2-15-2

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ペンタ・インベストメント・アドバイザーズ・リミテッド
住所又は本店所在地	英領ヴァージン諸島、トートラ、ロード・タウン、ビー・オー・ボックス71、クレイグミュール・チェンバーズ
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1998年4月18日
代表者氏名	ジョン・ズワンストラ (John Zwaanstra)
代表者役職	ディレクター
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 弁護士 中崎 尚
電話番号	03(6888)-1000

(2)【保有目的】

投資顧問業を営む上で、顧客勘定にて国内の株式に投資している。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)			12,158
新株引受権証券(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	O 12,158
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q	12,158	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成16年12月31日現在)	S 147,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	8.27%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	—

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Penta Investment Advisers Limited, a corporation organized and existing under the laws of British Virgin Islands with its principal office at Craigmuir Chambers, P.O. Box 71, Road Town, Tortola, British Virgin Islands (the "Company"), hereby nominates, constitutes and appoints Osamu Hirakawa and Takashi Nakazaki, Attorneys-at-Law, of Anderson Mori & Tomotsune with offices at Izumi Garden Tower, 6-1, Roppongi 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan, to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

1. To prepare, execute and file the Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan or traded over the counter (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities Exchange Law of Japan.
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges or the Japan Securities Dealers Association; and
3. To delegate all or any part of the above-mentioned powers to any person or persons selected by him.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed this 11th day of January, 2005.

Penta Investment Advisers Limited



Name: Michael Moore
Title: COO

(訳文)

委任状

英領ヴァージン諸島法に基づき設立され、英領バージン諸島、トートラ、ロード・タウン、ピー・オー・ボックス 71、クレイグミュール・チェンバーズに住所を有すペンタ・インベストメント・アドバイザーズ・リミテッド（以下「当社」という。）は、日本国東京都港区六本木1丁目6番1号泉ガーデンタワーに事務所を有すアンダーソン・毛利・友常法律事務所の弁護士平川修、同高橋玲路および同中崎尚を代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

当社は、ここに本書に基づき上記の代理人が行うまたは行わしめる全ての行為を当社の行為であることを認め、確認する。

上記の証として、当社は、2005年1月11日、権限ある役員をして本委任状に署名せしめた。

(署名)

氏名： ミッシェル・ムーア
役職： チーフ・オペレーティング・オフィサー